

令和2年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和2年 7月1日(水) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時32分

場所 第8委員会室

出席委員 白土幸仁委員長
蒲生徳明副委員長
高木功介委員、松澤正委員、内沼博史委員、中屋敦慎一委員、小林哲也委員、
醍醐清委員、水村篤弘委員、橋詰昌児委員、柳下礼子委員、高橋稔裕委員

欠席委員 鈴木正人委員

説明者 [危機管理防災部]
森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、
武澤安彦危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長
鈴木郁夫化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件

大規模災害時の応援体制について

高木委員

- 1 災害時に防災基地に備蓄している食料や生活必需品を速やかに供給するとあるが、道路交通が寸断した場合の想定はどうなっているか。輸送方法については、ヘリコプターによる空輸は検討しているか。
- 2 県では民間団体と災害時の応援に関する協定を結び、ドローンを使った被害状況の調査等をしているが、将来的にドローンを利用した物資輸送を想定しているか。

災害対策課長

- 1 被災状況や緊急性等に応じて緊急交通路、緊急輸送道路、その他道路という優先順位を基に輸送ルートを選定している。道路が寸断された場合、この優先順位に従い、障害物除去などの道路啓開を並行して実施する。防災ヘリの輸送業務への活用については、発災直後は人命救助等の任務に就いているため活用することはできないが、災害が長期化した場合には活用できる。
- 2 現時点での災害時のドローンの活用方法は被害情報の収集などであり、本年5月には防災基本計画が改正されドローンが情報収集手段として位置付けられた。ドローンによる物資輸送については、もう少し時間がかかると考えている。

高木委員

東日本大震災時には車が渋滞して逃げ遅れた方がいると聞いている。渋滞を想定して一般車両を通さずに輸送路を確保する計画等はあるか。

災害対策課長

災害発生時には主要な幹線道路等の通行を規制し、災害従事車両など緊急車両通行証の発行を受けている車両のみが通行できるようにして、速やかに災害対応ができる仕組みになっている。

橋詰委員

- 1 今回の補正予算で段ボールベッドを購入し、5つの防災基地に保管するとのことだが、各基地へどのように配分するのか。
- 2 備蓄物資全体についても、各防災基地に割り振り備蓄しているが、配分の考え方はどうか。

災害対策課長

- 1 今回の補正予算で段ボールベッド120基を要求している。これらは市町村が運営する避難所で使うため、県内5つの防災基地に分散して備蓄する予定である。配分の基準については、想定避難者数などを基に各防災基地に備蓄するのが望ましいのだが、各基地のキャパシティなども踏まえて総合的に考えていきたい。
- 2 備蓄物資全体についても同様に防災基地が管轄する地域の想定避難者数を基に備蓄するのが大前提ではあるが、基地のスペース等の問題もあるので総合的に決定している。

橋詰委員

段ボールベッドについて、補正予算通過後で良いので、どのように配分するか数を示してほしい。(要望)

防災基地への配分は総合的に判断するとのことだが、先日地元の越谷防災基地を視察したところ、地域の人口に比して狭いと感じた。越谷防災基地の規模の拡張などを考えているか。また、防災基地の数を増やすことなども含めて、今後の考え方はどうか。

災害対策課長

越谷防災基地は県内で最初に開設された防災基地で開設後30年が経過しており、一番規模が小さいことも認識している。また、改修計画はあるが拡張までは計画に含まれていない。現在、新型コロナウイルスの関係で国から供給された大量のマスク等の物資を一旦県の防災基地で備蓄してから医療機関へ送っているが、手狭であり、課題と認識している。施設の老朽化も進んでいるので、機能の向上などに取り組んでいきたいと考えている。

松澤委員

- 1 資料中「①市町村情報連絡員制度」の部分で、県の「本部」と「支部」とは何を意味しているのか。
- 2 物資支援について、国・全国知事会からのプッシュ型支援や市町村同士の物資支援があり、市町村に来る物資が多く集まりすぎて困るようなことが過去にあったようだが、どのように物資供給を調整しているか。

災害対策課長

- 1 災害対策「本部」は県庁に設置され、「支部」を各地域振興センター及びさいたま県税事務所に10支部設けている。支部は、市町村により近い立場から情報収集を行っている。
- 2 一般的な物資の流れは、国や他県からの応援支援物資を、一旦、県で受け入れ、仕分けし、市町村の集積所へ送り、市町村から各避難所へ物資を届けてもらうこととしている。市町村レベルでも相互に応援協定を締結しており、様々なルートで支援物資が届くため、一時的に集積所があふれてしまう事態は承知している。プッシュ型支援ではそういった部分を助長してしまうため、県では、一旦、県で保管し市町村のニーズを聞きながら、不足している物資を支援している。

内沼委員

- 1 埼玉版FEMAと応援体制はどう関係するのか。両方とも災害対策本部の機能強化に当たると思うが、今回の応援体制は埼玉版FEMAでいうとどういう形になっているのか。
- 2 今回の災害時の応援体制の説明は台風直撃をイメージしているようだが、新型コロナウイルス感染症のような場合にも当てはまるのか。
- 3 県内市町村への人的応援制度について、例えば、県内の多数の市町村が被害を受け、各市町村からの応援職員を派遣できない場合、県では、支援体制がしっかり構築できるのか。

危機管理課長

- 1 埼玉版FEMAは専門的な知識や能力を有する官民の機関と県が連携を密にすること

を通じて、しっかりと初動体制を構築することを目的としている。新たな組織を作るのではなく、あくまでも機能であり手法である。今回の応援体制との関係だが、埼玉版FEMAは自衛隊や消防、警察あるいは市町村等の外部機関と連携して応援体制を整えるための仕組みを構築・強化する一つの仕掛けと捉えていただきたい。また、コロナとの関係だが、埼玉版FEMAは様々な災害に対応するという幅広い意味では、コロナを含めた新型インフルエンザ等についても、今後検討の対象になると思われる。現時点では、具体的に自然災害について幾つかの事象を想定し、どういった対応が必要かシナリオを作成し、検討・調整を進めている。

災害対策課長

- 2 災害対策基本法では、新型コロナウイルスは災害に当たらないというのが国の解釈である。基本的に、新型コロナ対策は新型インフルエンザ特措法の枠組みで対応していくものと考えている。しかし、物資については、新型インフルエンザ特措法の中で、災害用の備蓄物資等を活用できるということが決まっているため、一部災害用物資に関しては重なる部分もある。
- 3 県下が一斉に被災したような場合は、各市町村は自らの対応で手一杯になり助け合うことはできない。この場合は、被災市区町村応援職員確保システムという全国規模の応援の枠組みを活用して全国から応援職員に来ていただき、業務を迅速に行えるような体制を構築していきたい。

内沼委員

- 1 埼玉版FEMAを応援体制等に連携・機能させていくべきと考えるが、応援体制にどう絡んでくるのか、もう少し具体的に説明願う。
- 2 東日本大震災の時に全国から応援職員が集まったが、人的支援の全国規模の枠組みは、同じようなイメージでよいか。

危機管理課長

- 1 埼玉版FEMAは組織を立ち上げるものではなく、機能・手法として取り入れるというのが基本的な考え方である。応援体制の中で、物資の供給や人的支援をより円滑に進められるよう、様々な関係機関と密接に連携するための仕組みが埼玉版FEMAであると考えている。

危機管理防災部副部長

- 1 補足だが、米国ではFEMAは組織として存在するが、県には米国のような組織がない。埼玉版FEMAは、米国で行われている機能・運用の仕方を危機管理防災部や災害対策本部が立ち上がった際に取り入れていこうということで進めている。これは、初動期にいかに迅速に対応できるかということ念頭に、あらかじめ災害ごとのシナリオを作り、様々な関係機関と図上訓練を行うことで準備を万全にしておこうという手法である。今回の応援体制についても関係機関などとFEMAの手法に基づいて事前の訓練や準備を進め、連携を深めていくというやり方をとっているところである。

災害対策課長

- 2 被災市区町村応援職員確保システムは平成30年4月から運用されている、非常に新しい制度である。東日本大震災の際に県外から多くの職員派遣があったが、その後、応

援についての枠組みが検討された中でこの制度が定められたと思われる。これは長期でなく発災直後の初動期の派遣の枠組みである。まだ市町村に十分周知されていない部分もあるため、県としても制度のPRをしていきたいと考えている。

高橋委員

- 1 災害対策については、コロナ禍だからこそ、今までの運用と異なったことがあると思うが、どのようなことがあるか。
- 2 市町村情報連絡員制度は、市町村と顔の見える関係になっておくことが実行力を上げるために重要になるが、市町村情報連絡員としてどのような人材を派遣しているか。

災害対策課長

- 1 感染症防止対策の物資が必要になった。また、避難所の運営に関する指針の別冊として新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインを5月末に策定した。この中で、3密を避けるため、通常時より多くの避難所を設ける、ソーシャルディスタンスを取る、発熱等の症状がある方の専用スペースを設ける等の対応をお願いしている。そのため、今までよりも、よりきめ細やかな対応を求めており、市町村のマンパワーの不足が予想される。したがって、埼玉県・市町村人的相互応援制度を活用していく必要があると考えている。
- 2 市町村情報連絡員は、1市町村当たり3名程度としており、その市町村に在住している県職員を指定している。職位は主幹級以下としている。本来であれば防災対応の経験のある職員が望ましいが、そういう形はとられておらず、まずは発災直後に市町村役場で情報収集を行う初期対応を担っている。その後の対応は、各支部と連携して情報収集に当たっている。

高橋委員

市町村情報連絡員としてどの職員が来るか、市町村は把握しているか。

危機管理課長

毎年度、各市町村に対し通知している。定期的に研修を行っており、この中で、全員とはいかないが市町村の職員も参加し、市町村情報連絡員との顔合わせも行い、円滑に活動できるようにしている。

高橋委員

市町村職員と市町村情報連絡員の顔合わせが全員行えているわけではないとのことなので、例えば、市町村情報連絡員が夕方の帰りがけの出張で市町村役場で顔を合わせるなどの体制にしてほしい。(意見)

中屋敷委員

- 1 本県は河川が多いという特徴もあるが、本県における大規模災害の明確な定義はあるか。
- 2 さいたま新都心に国の機関があるが、全国規模の災害で首都圏が危ない状況になった場合、本県が首都圏を補完する役割があると聞いている。この点に関して、本県に国から協力要請があるのか。協力要請に対応しなければならないのならば、県の力が分散される可能性があるのではないかと考えるがどうか。

- 3 昨年の令和元年東日本台風での対応を踏まえて、災害対応をどのように見直したのか、また見直しをしようとしているのか。

災害対策課長

- 1 災害自体については、災害対策基本法で定義されているが、大規模災害については、法令上の定義はない。本県においても大規模災害について明確な定義はしていないが、災害対策本部を設置して非常体制を敷く場合が一つの目安になると考えている。地震で言えば震度6弱以上、風水害で言えば災害救助法が適用されそうな場合に災害対策本部を設置する。こうした場合に大規模災害と言えるのではないかと認識している。
- 2 霞が関等が大きく被災した場合に、さいたま新都心の庁舎に幾つかの省庁が予備施設として入って来る計画になっている。これまでに国から具体的な協力要請の話は来ていないが、災害発生時に、本県の被災の程度によっては、何らかの要請が来るかもしれない。
- 3 今年3月に令和元年東日本台風の検証結果を取りまとめた。改善すべきものとして既に実施したのも幾つかある。その中で、災害対策本部の設置が少し遅かったのではないかという話もあった。地震の場合は県内で震度6弱以上を観測すれば本部を自動設置するという決まりがあるが、風水害の場合は、状況を見てその都度、設置を判断することになっていた。昨年の台風では本県で初めて特別警報が発表されたので、今回、特別警報が発表された場合は災害対策本部を設置するという内容に、基準の見直しを行ったところである。また、先ほどの市町村情報連絡員も含めて市町村とのやり取りが課題になっているので、こういった形で見直すべきかという検討を進めているところである。

中屋敷委員

災害対策本部を設置するような災害が大規模災害という明確な基準があるのならば、危機管理防災部としてそう言っていたかかないと、初動が遅れたかどうかの判断もできない。その部分は部局として明確にする必要があると考えるので検討願う。(意見)

さいたま新都心の話についても、県民の安心を考えるのであれば、かなり次元の高いところで考えていかななくてはならない。今までは協力要請はないかもしれないが、首都圏のバックアップとしての埼玉の位置付けは非常に大きく、鍵になってくると思う。県としてしっかり考えていただかないと県民の安心安全が阻害される可能性もある。本県の力が分散されないよう、どう対応できるかということまで想定していくことが重要だと思うが、その点についてはどうか。

災害対策課長

貴重な提言であり、そういったことも含めて埼玉県役割や県民に安心いただけるような施策等について検討していく。

水村委員

- 1 市町村情報連絡員は主幹級以下の職員をあらかじめ指定し市町村へ派遣することのことだが、市町村の災害対策本部において県との公式なパイプとして機能するのか、あるいは、いろいろと動き回って情報収集して県に報告するのか。現地での関わり方はどうか。
- 2 災害時にはいろいろな物資が大量に県に集まり、それを市町村に搬出することになる。昨年の台風第15号では、千葉県において被災家屋の屋根の補修に必要なブルーシートの手配に時間を要したという事例があった。物資の活用方法についても県が目配りする

必要があると思うが、県の果たす役割についてどのように考えるか。

災害対策課長

- 1 主幹級以下の職員から指定しており、主任級の職員なども含まれている。そのため、県の代表としての役割までは求めていない。連絡員として、市町村の対応や被害状況、避難状況等の情報を収集し、県に報告するという役割を担っている。
- 2 物資については、通常は避難所などで使うものが多く、今回のブルーシートなどのように、使用の際に特別に何かしなければならないというものは多くはない。市町村において、対応が難しいものがあれば、申し出ていただき、業者を探したり、ボランティアをお願いするなどの対応を考えていくことになる。

水村委員

市町村情報連絡員は県の代表で市町村へ行くわけではないという説明を聞いて、現場が混乱するのではないかと不安を感じた。現場では、市町村との折衝をどのような職員が担うのか。また情報のやりとりが二重になるのではないかと懸念もあると思うが、どのように整理するのか。

災害対策課長

市町村情報連絡員は、全ての職員が防災に精通している者を選んでいるわけではなく、住まいが近い職員の中から選んで派遣している。情報収集に関しては基本的に支部の役割が重要であると思うので、市町村情報連絡員は支部の職員が入るまでのつなぎとしての役割を担うことになると思う。昨年の令和元年東日本台風でも課題となっているので、整理していきたい。

小林委員

- 1 令和元年東日本台風時には、浸水被害の発生が想定されたため、避難所に指定している体育館が使用できないという状況が生じ、県立高校や県有施設を使用したいという希望があった。しかし、避難勧告が出たのが21時、22時の夜であったことから、市町村情報連絡員が不在で、どこに連絡してよいか分からないという状況であった。連絡員を市町村へ派遣するのではなく、事前に窓口を決め、電話番号等の連絡先を交換しておくことで、県との調整は十分ではないかと考えるがどうか。
- 2 令和元年東日本台風時には、車でショッピングモール等の駐車場の2階、3階に避難した方もおり、トイレがなくて困ったという話を聞いている。今後、車で避難した場合、新型コロナウイルス感染症を恐れ、そのまま車の中に居たいという人が出てくることも想定されるが、トイレ利用について事前に施設管理者と協定を締結するなど県として市町村を支援できないか。
- 3 令和元年東日本台風時には、北川辺地区から車で広域に避難する際、河川を渡る橋で大渋滞が起きた。早めの対応と県警による避難誘導を含め、県として行っていくべきことがあるのではないかと考えるがどうか。

災害対策課長

- 1 市町村情報連絡員制度、初動対応については、市町村からどのような方法がよいか意見も聴きながら、見直しを進めていく。
- 2 車中避難に関しては、市町村においては車中避難用の駐車スペースを避難所の代替施

設として確保していると聞いている。トイレ対策については、施設管理者と協定を締結することや、備蓄している使い捨てトイレを配布するなどの対応がある。市町村と相談しながら県としてどのような支援ができるか検討していく。

- 3 大雨が降ることが予想される3、4日前から避難するのが現実的であるかどうか、また、避難勧告や避難指示のタイミング、車を分散し渋滞を減らす対策ができるか、さらに、県警による交通誘導ができるかなど課題がある。どのような避難方法がよいか検討していく。

柳下委員

- 1 市町村などの防災教育・訓練についてどのように進めるか。東京大学の片田敏孝特任教授を毎年招いて勉強している加須市の事例も踏まえてどう考えるか。
- 2 コロナ禍において、避難先で密を避けるためにどのような対応を行っているか。
- 3 避難先ではきれいなトイレが重要である。トイレの確保についてどのように対応しているか。

危機管理課長

- 1 片田敏孝特任教授は、防災教育の点で大きな役割を果たされていると承知している。加須市でも昨年、講演をされたと伺っており、加須市としても積極的に取り組んでいるという印象を持っている。県としても、日頃からの備え、防災の意識を持ってもらうことが重要と考えている。多くの県民の方には防災について重要だと考えていただいているところではあるが、これをいかに行動に結び付けるかということが難しい。この点に関して、県として情報提供も様々な形でしているが、具体的な行動に結び付けるために、いつも防災事業に取り組んでいる。これは、ふだんの生活の中で様々な防災への備えをしっかりとさせていただくための取組である。特に、情報を提供するだけでは行動につながりにくい部分もあるため、いつも防災の指導員を養成し、今はコロナ禍で難しいが、イベントで直接、家具の転倒防止キットなどの話をする等、県民に日頃から防災意識を持って行動してもらえよう取り組んでいる。この取組は今後も進めていきたいと考えている。

災害対策課長

- 2 避難所での新型コロナウイルス感染防止のため、感染防止対策に対応した避難所運営ガイドラインを県で作成し、市町村へ提示した。
- 3 県・市町村で、仮設トイレ、組立て式簡易トイレ、使い捨て携帯トイレ等を備蓄している。県では使い捨て携帯トイレを30万枚備蓄している。また、マンホールトイレの整備も進めている。

柳下委員

災害時に現地に本部を置き、現場の声を聞きながら対応することが大事である。県で現地対策本部を設置したらどうか。

災害対策課長

県の災害対策本部要綱に現地対策本部の規定があり、必要があると認めたときは支部に拠点を置き、副知事をトップとした現地の体制を設けることとなる。これまで設置例はな

いが、情報が寸断されるなど、現地対策本部の設置が望ましい場合には、ちゅうちょなく設置していく。